

# ☆子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！



## 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

☆令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)  
受給者的人に支給します。

☆対象児童1人につき、1万円です。

※支給の実施主体は、令和2年3月31日時点での居住  
市町村(特別区含む)です。

※「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を  
受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給  
する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。

\*原則、申請は不要です。※公務員の人は申請が必要です。

\*湯前町では、6月中旬から順次支給準備を開始します。

湯前町

①給付金の案内チラシ・希望しない  
場合等の申出書を送付します。

②希望しない場合等のみ、申出書  
を返送してください。

③児童手当登録銀行口座等へ振り  
込みます。

子育て  
世帯

※公務員の人には所属庁から手  
続きのご案内があり、所属庁か  
らの証明書が必要になります。

# Q & A

## Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の支給を受けている人です。

対象児童は、3月31日までに生まれた児童で  
3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も  
含みます。



## Q. 湯前町では、手当はいつ頃振り込まれますか？

A. 6月中旬から支給準備を開始し、対象者の人には7月中旬頃に通知でお知らせします。第1回目の支払予定日は7月下旬頃の予定です。

※公務員の人は申請受付後、審査を行い、7月下旬以降から順次支払い予定です。

## Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されます。4月1日以降に転居された人は転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

## Q. 公務員への支給方法はどうなりますか？

A. 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。

※公務員の人は事業所等から手続きのご案内があります。

## お問い合わせは



\* \* 「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口 \* \*  
保健福祉課（湯前町保健センター内）  
電話：0966（43）4112

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに湯前町役場から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに湯前町役場（保健センター）の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。